

土地・家屋の価格などの縦覧

照会先 税務課土地係 ☎7733
家屋係 ☎8783

市では、固定資産税に対する納税者などの信頼を確保するため、土地・家屋縦覧帳簿(以下「縦覧帳簿」)を作成しています。

この縦覧帳簿を縦覧することで、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを判断できるようになります。(無料)
また、課税台帳の閲覧は、本人資産にかかる部分は常に閲覧できます。(有料)

◆縦覧期間
4月1日(金)～5月2日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

◆縦覧場所
税務課、各地域事務所(各事務所が保管する各地域の分のみ)

◆縦覧帳簿

▽土地の縦覧帳簿⇨所在、地番、地目、地積、評価額

▽家屋の縦覧帳簿⇨家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

※いずれの縦覧帳簿にも、所有者氏名や課税標準額は記載されていません。

※縦覧帳簿のコピーはできません。

◆縦覧できる人

固定資産税の納税者。ただし、免税点未満の方は、納税者から除外されるため縦覧できません。また、土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧ができず、逆に家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧ができません。

借地・借家人は縦覧できませんが、賃貸借契約などの対象となっている資産の課税台帳の閲覧ができますので、「権利関係を示す書面」などを持参ください。

このほか、固定資産税の路線価については全市町村で公開していますので、窓口でお申し出ください。

なお、納税管理人や納税者と同居の親族の方は、納税通知書または課税明細書を持参すれば、納税者の代理人として縦覧できます。

◆申請に必要なもの

本人確認をしますので、印鑑・運転免許証などを持参してください。また、納税通知書および同時に送付する課税明細書を持参すれば確認がより早く対応できます。

※納税通知書は、課税明細書を同封して、4月1日(金)に発送する予定です。

評価額の審査申出について

固定資産税の納税者の方は、固定資産税の評価額について、次の場合に審査の申出をすることができます。

▽地目の変換、家屋の改築または損壊などの事情がある場合

▽地価の下落により修正された価格に不服がある場合

◆審査申出期間 4月1日(金)から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで

◆照会先 総務管財課 ☎6802

3月22日(火)～4月8日(金)の平日

市民課・国保年金課・税務課・生活環境課の窓口を午後7時まで延長します

転出・転入などに伴う届け出が集中するため、次のとおり窓口業務を延長します。

◆延長する期間 3月22日(火)～4月8日(金) ※ただし、土・日曜日は除きます。

◆延長する時間 午後5時15分～午後7時

◆延長する窓口と業務 (本庁のみで行います)

市民課 ☎23-7700	転出・転入・転居などに伴う手続き、戸籍・住民票の写しなどの交付 ※ただし、外国人登録、他課・他市町村・他機関との連絡調整を必要とする業務は取り扱えませんのでご了承ください。
国保年金課 ☎23-7701	転出・転入・転居などに伴う国民健康保険、国民年金の手続き ※3月28日(水)・29日(木)は、午後8時30分まで国保税の納税相談も行っています。
税務課 ☎23-8874	税に関する証明書の交付 ※ただし、縦覧、閲覧はできません。課税の詳細についての説明および過年分の証明などについては対応できない場合もありますのでご了承ください。
生活環境課 ☎23-6733	ごみ袋購入券の交付の説明など

※窓口業務の延長は、各地域事務所、西部支所では行いません。